

# 加入者と保険証

40歳以上の方で、神戸市内にお住まいの方は、神戸市の介護保険に加入することになります。

	<b>第1号被保険者</b> 65歳以上の方 	<b>第2号被保険者</b> 40歳～64歳の方で医療保険 (健康保険、国民健康保険など)に 加入している方 
<b>介護保険のサービスを利用できる方</b>	介護が必要であると認定された方(介護が必要になった原因は問いません。)	老化に伴う病気(「特定疾病」参照)により、介護が必要であると認定された方
<b>保険料の決め方</b>	本人の所得や課税状況等に応じて決定	加入している医療保険の算定方法により決定
<b>保険料の納め方</b>	年金額が一定額以上の方は年金引き去り、それ以外は口座振替などでお支払いいただきます。	医療保険料に介護保険料を上乗せしてお支払いいただきます。
<b>保険証(被保険者証)の交付</b>	全員にお渡しします。 ※65歳になる月の前月(1日生まれの方は、前々月)に、本人あてに郵送します。	お住まいの区役所・支所介護医療係で交付申請していただいた場合にお渡しします。

※介護保険への加入は、法令により義務づけられているので、40歳になれば自動的に加入することになり、保険料を支払うことになります。(加入手続きは特に必要ありません。)

※介護保険制度において、第1号被保険者となるのは、65歳の誕生日の前日からとなります。このため、たとえば、平成24年6月1日が65歳の誕生日の方は、平成24年5月31日に第1号被保険者となり、平成24年5月分より第1号被保険者の保険料をご負担いただくこととなります。

※他の市町村へ転出した場合は、転出先の介護保険に加入することになります。